

# 中国での外資の事業活動に関する法令と手続き

八 杉 哲

The Procedures of Foreign Direct Investment in China.

Satoshi YASUGI

## はじめに

- I. 三資企業の設立手続き
- II. 外資導入批准手続き
- III. タックス・ホリデー
- IV. 三資企業の合併

## はじめに

本稿では、中国で「三資企業」と通称される、合弁、合作及び独資の各資本形態での外資企業設立に関する手続き等を「中外合弁企業法（中外合資經營企業法）」、「中外合作企業法（中外合作經營企業法）」、「独資企業法（外資企業法）」（以下、この三つの法律を総称して「三資企業法」という。）に準拠して説明するとともに、整備されつつある三資企業の設立後の組織変更に関しても説明する。

合弁企業法は1990年に大幅に改正された後は大きな改正がなく、また合作、独資に関する法律、規則も多少の追加、変更はある<sup>(1)</sup>が、1990年以降今日に至るまで、その基本に変更がない。「会社法（公司法）」が1995年に施行されても、その時点で多少の調整がおこなわれたが、基本的な考えは、外資に対して「会社法」は特別法として適用されるに過ぎず、上記の三資企業に関する法律が外資活動を規制する基本的な法律である。本稿では、三資企業をベースにして厳格な要件を付して外国資本に設立が認められた外国資本投資株式有限会社（外商投資股份有限公司）にも言及する。

## I. 三資企業の設立手続き

### 1. 外国資本による中国での企業設立に関する基本的な考え方

中国領域内で行う外国資本の事業活動は、三資企業に関する諸法律により規制を受けるが、三資企業関連法規で一貫して流れる外資事業活動に関する法律規制には、欧米で一般的な企業をgoing concernとして認知する株式会社主体の企業形態とは違う思想が流れている。それを一言で言うならば「プロジェクト認可主義」という思想である。外国資本が中国で事業を展開する場合には、中国国民とは異なり、いずれ外国に資本を引き揚げるという前提にたち、中国政府が外国資本の事業進出を認可するのは、外国資本そのもの、あるいは外資の作る外資系企業に対してではなく、外国資本の行う事業、つまり特定のプロジェクトに関し認可を行うという考え方である。従って、①原則と

して三資企業は経営期間を特定することを要求され、通常は長くて30年、最長では50年の経営期間が法定化されている。三資企業に関する規則の改正により、「国家（中国政府）の認可」により経営期間を無期限にすることは可能になったが、実務的には株式会社化する場合に限られており、経営期間を無期限とする三資企業が設立された事例は今のところ存在しない。②外資の事業活動を中国政府が認可するために、外資が計画している事業活動の事業計画書を提出することが要求され、認可を審査する材料として事業計画書が重要視される。事業計画書の提出がない場合には審査対象外とされる。しかも、その事業計画書は記載項目、記載様式が全中国で統一されており、厳格な審査が通常行われる。③三資企業は法人として事業目的が定款で特定されるだけでなく、事業目的を追加する場合にも、設立時と同様に、事業計画書により政府の認可が要求される。事業目的以外の事業活動は制限される。④認可を受けた事業に関連する分野であっても、三資企業が利益以外を原資に他の事業に投資することは原則として<sup>(2)</sup>許されない。このように、中国で設立された三資企業はgoing concernの企業形態を採用することは出来ず、活動範囲が設立後も限定される。

また、三資企業の設立やその後の活動において、地域性が強いことも中国での外資活動に対する特徴として挙げることができる。プロジェクト認可主義を採用していることの帰結として、特定地方での事業活動が認可されたとしても、違う地方（行政単位）で事業活動を行う場合は、その地域の地方政府の認可が必要とされる。特定の場所での特定の事業が認可されるので、生産場所が計画と異なる場合は原則として再度認可が必要になる。但し、特定地域で生産の認可を受けた事業活動について、その地域以外で販売活動は自由に行うことはできる。この規制は主に販売活動以外の活動について適用される。また、中央政府の認可を受けた事業の場合には、特例的に複数の地方で認可をとり直す必要がないケースもある。

更に、中国内での外資活動の受け皿として用意された事業形態が三資企業、外国会社の事業所及び外国企業代表処という三つに限定され、画一的な扱いが行われることも特徴として列挙される。通常の事業活動は、三資企業形態及び外国資本投資株式会社形態で行うことが必要とされる。外国会社の支店や営業所等での事業活動については、例外的に、「外国銀行の中国内設立支店、石油やその他の鉱物資源探索開発事業のための事業所、建築土木工事に伴う建造、装飾、敷設、設備の設置等を行うための事業所並びに委託を受けて中国での経営管理を行う外国企業の事業所」の4つの事業に対してのみ可能とされる。外国企業が中国内に設置する連絡事務所（駐在員事務所）は事業活動を行わないこと<sup>(3)</sup>を前提に、常駐代表機構（代表処）としてのみ設立が許容される。いずれの場合においても所轄官庁による批准認可と、所轄官庁への登記手続が必要とされる。

## 2. 三資企業等の概要

中国中央政府（国务院）で、外国資本の中国内事業活動を所管する部署は、对外貿易経済合作部である。同部では、外国資本が中国内で行う事業は、限定的な事業に例外的に認可される外国会社の支店、事業所を除き、合弁、合作、独資の三つの企業形態（三資企業）及び外国資本投資株式会社の4種類の企業形態に限定されるとしている。それぞれの企業形態の概要は次の通りである。

### （1）外国資本との合弁企業（「中外合資経営企業」）

外国の資本（企業、個人、その他の経済組織等）が中国の会社、企業、その他経済組織と共同で

合弁契約に基づき契約で定めた出資により設立し、出資者の資本持分が出資額に比例して特定される企業形態を合弁企業「合資経営企業」という。出資者は、出資の割合に応じて会社への権利を有する。なお、「中外合資経営企業」は、外資の持分が25%以上であることを要する<sup>(4)</sup>。

#### (2) 外国資本との合作企業（「中外合作経営企業」）

合作企業を英語訳した場合、contractual joint ventureとされ、また合弁企業はequity joint ventureと英訳される。この英訳の通り、合作企業は合弁企業と同様に、外資が中国企業等と共に設立するjoint ventureであるが、joint ventureにおける外資、中国企業等の参加者の権利と義務の内容が出資持分の割合で画一的に決定されるものではなく、別に契約により定められる企業形態を言う。従って、出資は金銭に換算できないものでも可能であり、出資時期や出資方法も契約で決定することができる。またリスク負担や利益分配方法も出資比率に応じることなく決定できる。更には経営組織等も法律で別段の定めがない限り自由に定めることができる。法人格をもつ「中外合作経営企業」においては、外資の出資と提供するサービスとの合計が資本金の25%以上であることが必要である。

#### (3) 外国資本の単独出資企業（「外商独資企業」）

1979年に外資との合弁企業設立が制度化された7年後の1986年に外国資本100%での企業設立が認められるようになった。中国では、こうした外資100%出資企業を「独資企業」と呼称する。

#### (4) 外国資本投資株式会社（「外商投資股份有限公司」）

外資の直接投資による中国での事業展開は、上記の各三資企業のいずれかの形態で行われることが原則であるが、例外的に、1995年から株式会社形態での会社設立も可能になっている。対外貿易経済合作部が1995年1月に公布した「外国資本投資株式会社に関する若干の問題の暫定規則」に準拠して、出資持分全額を株式額面で構成するもので、外国株主の出資総額が資本金の25%以上に該当するときに、この暫定規則により設立される。しかし、経営期間を無期限とするための認可を事前に入手する必要があることから、この株式会社形式による会社設立は極めて限られた事例に留まる。

### 3. 三資企業及び外国資本投資株式会社の主要な内容

#### (1) 有限責任

合弁企業と外国資本投資株式会社は、法律により有限責任会社として設立することを要する<sup>(5)</sup>が、合弁企業と独資企業では有限責任公司以外の「その他の形式」による事業展開も法律上は可能である。「その他の形式」を具体的に何を指すかは法律で明記されていないが、法人格を有せず、出資者が無限責任を負う形式での事業展開となろう。実務的には、「その他の形式」による合作企業や独資企業の設立は殆ど行われない。

#### (2) 経営期間

既述のように、三資企業にあっては、経営期間を設立時に特定しておく必要がある。合弁企業法実施条例では、一般的には10年以上30年以下の経営期間を特定することが要求される。投資規模が大きく、事業立ち上げに時間を有し、資本回収期間が長い事業について30年を超える経営期間も可能である旨規定されている。国家の内部規定により50年を超える経営期間のプロジェクトは認可

されない。合作企業法と独資企業法では、経営期間を特定する必要がある旨規定するだけだが、実務的には合弁企業法実施条例の規定が準用され、通常は10年以上30年以下、大規模事業では50年以下が経営期間とされる。経営期間満了の180日前に、認可機関に経営期間延長の申請を行った場合に、認可機関は、その申請のあった日より30日以内に経営期間を延長を認可するか否かの決定を申請者に通知することになっている。

#### （3）合弁契約（合作契約）と定款の作成と批准

外資設立の批准手続きは、中国側の手続きを除けば、事業計画の認可と外資導入の批准に大別される。事業計画の認可はFeasibility Study Report（「可行性研究」）を外資導入認可機関に提出し、審査を受ける。また外資導入の認可は合弁（合作）契約書と定款（但し独資企業の場合は定款のみ）を認可機関に提出し、批准を受ける。

#### （4）投資総額と資本金

外資の投資活動の認可（批准）を中国政府から入手するために、事業を行うために必要な投資総額と、企業活動の元入れ資本としての資本金を特定しておくことを要する（外資認可機関から受けた審査に必要な項目で、合弁契約、定款、Feasibility Study Report等の提出書類に記載することを要求される）。投資総額は、事業活動に必要な当面の設備投資額と当面の運転資金との総和を指すもので、調達面からは、内部資金を含まず外部から調達する必要のある資金のみを指すものである。

三資企業については、投資総額に対し必要な最低資本金が法定されている。投資総額の多寡に応じ、投資総額の70%から33.3%（投資総額の3分の1以上）までの資本金を特定することが必要である<sup>(6)</sup>。外国資本投資株式会社にあっては、法律上は、資本金は3000万人民元以上でよいとされるが、実際は三資企業が改組され株式会社とされるケースが殆どであり、三資企業の基準が準用されると見ておくべきである。なお、三資企業が事業を開始した後で外資からの投資を追加する場合に、増資相当部分と投資総額増加部分の比率についてもこの基準が準用され増資を行うことが要求される<sup>(7)</sup>。

プロジェクト認可主義の帰結として、三資企業の資本金が企業設立時までに払い込まれなくても設立の批准が得られれば三資企業を設立することが出来る。一括払い込みの場合には、最長6ヶ月以内に資本金を払い込むことが法定されている。予め合弁契約、定款に記載されていれば、資本金の分割払い込みも可能である。営業許可書が発給された後3ヶ月以内に資本金の15%以上を第1回の払い込みとして行い、その後は最長3年以内（但し、資本金1000万米ドル以上の場合はプロジェクトの状況に応じ出資期限は3年を超えて行うことも可能）に資本金払い込みを完了するとされている。なお、外資が外国資本投資株式会社に出資する場合には営業許可後、3ヶ月以内に資本金の全額を払い込む必要がある。

### 4. 三資企業の機関

中外合弁企業法、中外合作企業法及び外商投資株式有限会社法が想定する会社の機関は、決定機関と執行機関が明確に分離されている、いわば米英型であり、わが国の実態と異なるので、注意を要する。つまり、合弁、合作企業においては、董事会が「最高権力機構」<sup>(8)</sup>とされ、法定の権限として、①総経理、副総経理その他高級管理人員の招聘 ②総経理、副総経理その他高級管理人員の解

任 ③総経理などの高級管理人員の給与等の待遇の決定 ④定款の改定 ⑤経営の終了と解散 ⑥資本金の増加の決定、出資持分の譲渡の承認 ⑦他の会社との合併が法定決議事項になっている。また、この他に会社の重大問題一切は董事会の決定権限である旨規定されている。更に通常は定款で、①各年度の事業計画の決定 ②決算案の承認 ③利益配当の決定等が董事会決議事項とされる。董事会が決定機関であり、執行機関については、通常、「総経理責任制」と呼称されて、総経理が業務の執行について責任をもち、その他の高級管理人員とともに経営管理機構を形成し、業務を執行する。総経理や副総経理は董事会の構成員である董事を兼務することは法定されていないが、通常は執行機関の長である総経理は董事を兼務することが一般的である。

合併、合作企業及び外商投資株式有限会社にあっては董事長が法定代表者とされる<sup>(9)</sup>。従って法定代表者の欠格事由が「企業法人法定代表人登記管理規定」により特定されている<sup>(10)</sup>。

なお、外商投資株式有限会社においては、株主総会が会社の権力機構と定められており、その下に設けられた董事会は株主総会から授権された範囲で会社の重大事項を決定することとされている。また、株主総会のもとに監事會が設置され、業務監査及び会計監査の権限が付与されている。独資企業については、「外資企業法」で会社の機関についての定めはなく、法定代表者が特定されていれば、独自に会社の機関を設けることができる<sup>(11)</sup>。法律家からは、公司法にある有限責任公司に準じた会社の機関を設置するべきであるという意見が出ている。<sup>(12)</sup>

## II. 外資導入批准手続き

### 1. 国家としての外資導入規制

中国国務院は、1995年6月から外資が投資できる分野を「外国資本投資産業指導目録」で特定した<sup>(13)</sup>。外国資本が中国内で事業活動を行うことを①奨励する産業、②制限するもの、③禁止するもの、④許容する産業（同指導目録では上記①、②、③のみを明示しており、同指導目録で規定していない業種は、すべて許容される産業とされる）の4種類に区分した。

①外資導入を奨励する産業は、・新技術を使用する農業や農業総合開発、エネルギー、交通、重要原材料建設等。・ハイテク、先進技術、性能改良製品、エネルギー原材料節約（製品）、企業技術経済効率向上あるいは市場需要に適応した生産で国内生産能力が不足している新設備、新材料（製品）。・国際市場での需要に適応した（製品）で製品の品質を向上し、新市場を開拓し、製品の外国での販売を拡大し、輸出を増加するもの。・資源の総合利用と資源再生及び環境汚染を防ぐ新技術、新設備に関するもの。・中西部地区の優越した人力と資源を充分に發揮でき、かつ国家の産業政策に附合するもの。・国家の法律、行政法規で規定する、その他の項目。

②外資導入を制限するものは、・国内で既に開発されたもの、あるいは既に外国から技術導入されたもので、国内の需要を既に充足する生産能力に達している（製品）。・外国資本投資の試験的事業あるいは実施した事業を国家が吸収し専売とした産業。・稀少、貴重な鉱物資源の探索、開発。・國家が統一して規制する産業。・国家の法律、行政法規で規定する、その他の項目。（制限業種は国家の産業政策とマクロ経済調整の必要により、（甲）制限業種と（乙）制限業種に区分される。）

③外資導入を禁止するものは・国家の安全に危害が及んだり、社会公共の利益を損なう産業。・環

境汚染を及ぼし、自然資源を破壊しあるいは人体の健康を損なうもの。・大量の耕作地を必要とし、土地資源の開発にとり、あるいは軍事施設の安全かつ効率使用に害を与える不利になるもの。・中国特有の工芸あるいは技術産業に属するもの。・国家の法律、行政法規で禁止する、その他の項目<sup>14)</sup>。

外資導入が制限される産業で、中外合弁事業とされるものは企業の経営期限を設定する必要がある。制限される具体的な業種は、同目録で甲と乙に2分類されており、(甲)は、国務院の定める投資総額の基準に従い国家、省、自治区、直轄市及び計画単列市の政府企画部門あるいは企業技術改造を主管する部門が批准権限を有し、下部の部門に認可権限を委譲することが許されないものを指す。また制限業種で(甲)とされるものは、中国側が投資する固定資産は、中国側のもつ資産や資金を使用することが必要とされる。(乙)は、国務院の規定する投資金額の下限未満であっても、国務院の担当部署（業種の管理部門）に項目建議書（「項目建設書」）の審査と批准を受け、Feasibility Study Reportは国務院の直属政府部門（省、直轄市等）の審査と批准等を受け、国家計画委員会あるいは国家経済貿易委員会に報告することを要するものである。なお、(甲)に属する業種であっても、総売上高のうち輸出売上高が70%以上を占めるものについては、経営期間設定及び中国側投資における資金、資産使用の諸制限は受けない<sup>15)</sup>。

なお、プロジェクトの内容（業種）と投資総額の多寡により、国家（国務院）が認可権限を有するものと、地方の各級政府が認可権をもつものに分類される。国家が許可権をもつものについては、地方政府認可に比べ、通常は時間的に長期間を要しかつ審査内容等の実務の面で煩雑さを伴ことが多い。一般的に、投資総額が3000万米ドル以上のプロジェクトは国家（国務院）が認可権限を持ち、事業計画は国家計画委員会か国家経済貿易委員会が批准権限をもち、合弁（合作）契約及び定款は対外経済貿易合作部が認可権限をもつ。投資総額が3000万米ドル未満のものは投資総額と事業活動を行う地方に応じて各級の地方政府が認可権限をもつ。制限業種(乙)は上記のように項目建議書は国務院の認可が必要である。

## 2. 個別案件の外資導入認可

通常の外資導入認可手続きのうえでは、①当事者同士での「合弁（合作）意向書」の締結、②中国側が政府関係機関に事前に通知を行うための「項目建議書」の提出と回答、③プロジェクトについてのFeasibility Study Report（「可行性研究報告」）作成のための中国側パートナーとの交渉及び認可機関による審査、④合弁（合作）契約及び定款の内容についての交渉及び審査の4項目が主要な手続き事項になる。

①意向書は特段の様式が定められているものではないが、一般的に使用される様式が存在する。あくまでも意向の表明である旨及び損害賠償などの責任を負担しない事を付記することが重要である。

②項目建議書は、本来は、中国側内部の手続き事項で、中国の企業部門が監督官庁や関連する官庁機関に事前の通知を行い回答を貰うものであるが、事業性の判断が項目建議書に包含されるために、外国側パートナーの協力が通常は必要である。中国側パートナーが存在しない独資企業の場合は項目建議書の手続きは不要である。

③Feasibility Study Reportの様式は特定されており、その様式に沿って記載する必要があり、事業

活動に関し、相当広範囲の事項まで記載することが要請されている。

- ④合弁契約と定款とは、記載内容が基本的に同一である。審査のポイントは、法律等に適合するか、事業計画等と附合するか、中国側と外国側が「平等互恵」の原則に反しない内容をもつ契約であるかの3点である。

以上その他、環境調査レポート<sup>⑩</sup>の審査や、外資側が新事業から受け取るロイヤリティー等についても審査が行われる。以上の手続きが完了し、担当の官庁（対外経済貿易合作部の下部組織）から批准されると、合弁契約調印が行われるが、会社の設立は工商行政管理局からの営業許可書が交付されるときである。

### 3. 登記制度について

中国で事業活動を行う場合、外資認可機関である対外貿易経済合作部及びその下級地方機関の他に、市場の管理・監督を行う国家工商行政管理局が外資と直接、関係してくる。同局は、産業及び消費市場全般の管理・監督の他、企業の各種登記、営業許可証の発給や営業許可の検査（年検）、企業法人登記公文書管理や法人統計作成等を行う行政機関であり、事業活動の秩序を監督し経済市場の正常な運営を掌る行政機関である。外資が直接関係する同局との関わりは、（合弁）意向書を中国側パートナーと締結した直後に、類似商号を排除するために新会社の社名を仮登記するときから開始される。また、合弁契約締結後に、同局に営業許可の申請を行い、営業許可が発給された時点で合弁企業等の三資企業は設立されたものとされ<sup>⑪</sup>、更に会社設立後には毎年1回、同局より営業許可の状況についてのチェック（「年検」）がある等、中国企業のみならず、外資系企業にとっても、良好な関係を保つ必要のある行政機関である。特に、商標権侵害や特許権侵害等では、私的救済措置よりも行政機関の公権力に依頼する方が紛争解決を行い易い現状では、外資系企業にとっても国家工商行政管理局に紛争解決を依頼する機会が多いものと思われる。

## III. タックス・ホリデー

中国のタックス・ホリデー制度は、「中国外国資本投資企業と外国企業への所得税法」（「中国外商投資企業和外国企業所得税法」）やその他の税法、規則により、次のようなタックス・ホリデーが規定されている<sup>⑫</sup>。

### （1）特定地区に限定し、産業政策を絡めた所得税優遇措置

通常適用される所得税率30%（中央政府徴税）に対し、経済特区内または経済技術開発区の生産性外国資本企業へは15%の所得税率を適用、また沿海経済開放区、経済特区・経済技術開発区が所在する市の旧市街の生産性外国資本企業等へは24%の所得税率を適用、更に中西部に所在する国家奨励業種に属する外国資本企業には3年間に限り15%の所得税率を適用。

### （2）業種限定で、プロジェクト初期段階での所得税の減免措置

生産性企業（但し石油、天然ガス、稀少金属、貴重金属などの鉱物開発採取業を除く）で、経営期間10年以上の外国資本企業は、事業開始後、最初の利益が出た事業年度から2年間は企業所得税を免除し、その後3年間は所得税率が半分に軽減される。

**(3) 再投資を行った場合の納付済み所得税の払い戻し措置**

外国資本企業の外国投資者が、受領した配当を原資として中国内に再投資した場合で、投資対象案件の経営期間が5年以上ある場合は、投資した金額の40%相当を過年度の納付済み所得税から払い戻す。但し、再投資した案件から5年以内に資本を引き揚げた場合には、払い戻した所得税を再度、納付することを要する。

**(4) 源泉課税所得税の減免措置**

外国に送金する配当、利息、リース料、特許権使用料等は、原則として20%の源泉課税が行われるが、外国資本投資企業からの配当及びB株その他の株式保有からの配当については源泉課税は免除される。また国際金融組織が中国政府と中国国家銀行に貸し付けた資金の利息についても源泉課税が免除される（外国銀行がプライムレートで国家銀行に貸し付けた資金の利息についても同様の扱い）。更に、特許権等の使用料は国家税務総局の批准を経て10%の源泉税率を適用する。

**(5) 外国企業等の中国在駐代表機構への所得税免除措置**

中国内の駐在員事務所（「代表処」）は情報収集と連絡事務を行う場合には所得税は徴収しない。実務的には、日本の総合商社や商社機能を有する大手製造業者、銀行、証券会社、損害保険会社など国際的な業務展開を行う業種については、その業務が連絡事務や情報収集の域を越えているとして、外国企業所得税が課税されるに至っている<sup>10</sup>。

**(6) 地方所得税の減免措置**

地方所得税（税率3%）について、外国からの投資を奨励するために、各地方政府は実情に応じ、地方所得税を減免する事が出来る。

**(7) 加速度減価償却措置**

外国資本投資企業の保有する固定資産の減価償却方法について、原則として定額法を採用することが定められているが、企業の申請により、当該地域の税務機関の審査後、上級国家税務総局の批准を得て、その他の償却方法を選択する事が出来る。また償却期間についても同様である。

**(8) 損金の繰り延べ措置**

損金が一事業年度に生じた場合には、次の期以降にその損金を繰り延べ計算する事が出来る。但し、5年間を超えて繰り延べることはできない。上記（2）の規定によるプロジェクト初期の生産性会社への所得税減免措置は、損金の繰り延べを行った後で利益が発生した場合に適用する事が出来る。

**(9) 技術開発費が前期実績に比べて10%以上増加した場合に、税務機関の批准を経て、技術開発費の当期発生額の50%を当期の計算上の所得税額より控除して所得税を納税する事が出来る。**  
この規定は2000年1月以降に適用される規定であるので、実際の運用は今後の問題であることに留意する必要がある。

## **IV. 三資企業の合併**

三資企業の合併について、従来は法律の規定がないため三資企業間の合併については、そのうちの1社が解散して残余財産を存続する方の三資企業が買収し事実上の合併をおこなうことが実務で

行われていた。また三資企業が中国企業と合併する場合については三資企業の所有持分を中国企業が買収し傘下に三資企業を収めることで合併と同様な経済的な効果を出していたが、最近、三資企業の合併と企業分割に関する法律が公布され、三資企業の合併と企業分割が容易に実行することが可能になった。

1999年11月に施行された「外資企業の合併と会社の分割に関する規定」（「関干外商投資企業合併与分立的規定」）では、三資企業及び外国資本投資株式会社が合併または会社の分割を行う場合の手続きを定めた<sup>66</sup>。わが国商法と同様に、合併には新設合併または吸収合併が認められ、合併により解散する会社の財産が包括的に承継され、その出資者は存続会社または新設会社の出資者になる。会社の分割の場合は、契約により定められた会社の営業の一部または全部を新設する会社または既存の会社に承継させる。

合併手続きとしては、当事者のうち、解散する会社が外資導入認可機関（対外貿易経済合作部及びその下部機関）に解散の批准を申請し、認められた場合に、合併当事者の1社（吸収合併の場合は存続会社、新設合併の場合は当事者のいずれか1社）が合併批准のための申請を外資導入認可機関に行う。申請があつて45日以内に予備の批准が行われるが、合併により公平な競争が阻害される恐れがある場合には、批准機関がその調査を行うために、予備の批准を180日間延期することができる。債権者保護手続きとして、債権者への催告及び公告が義務付けられ、会社は債権者の要求により債務を弁済するか、適切な担保の提供を行う必要がある。債権者保護手続きが完了したら、その証拠書類（公告、催告書など）を批准機関に提出し、最終的に合併が批准される。そして、工商登記を変更し、営業許可書を入手する。営業許可書を入手後30日以内に合併の公告が必要になる。同時に30日以内に、税務、税関、外国為替管理局、土地管理局などへの登記を行う。

会社の分割については、合併と同様に、まず外資導入認可機関から批准を受けることが必要であり、その後の手続きは合併の手続きに準じる。

#### 参考：外資に関する法律、行政法規

##### 1. 合併事業に関する法規

中華人民共和国中外合資經營企業法、中華人民共和国中外合資經營企業法実施条例、中外合資經營企業合營期限暫行規則、中外合資經營企業合營各方出資的若干規定。

##### 2. 外資100%出資（独資）事業に関する法規

中華人民共和国外資企業法、中華人民共和国実施細則。

##### 3. 合作事業に関する法規

中華人民共和国中外合作經營企業法、中華人民共和国中外合作經營企業法実施細則。

##### 4. 外資金融機関に関する法規

中華人民共和国外資金融機構管理条例。

##### 5. 外資の資源開発に関する法規

中華人民共和国对外合作開採海洋石油資源条例、關幹來我国合作開發和承包工程的外國企業註冊登

記問題的通知。

6. 合弁企業の経営管理を委託された外国企業に関する規則

合弁企業の経営管理を委託された外国企業への批准・登記問題に関する通知。

7. 外国企業代表処に関する規則

中華人民共和国国务院の外国企業常駐代表機構に関する暫定規定、外国企業常駐代表機構の登記管理に関する弁法。

8. 三資企業全体への法規

外資の投資への指導暫定規定、外資投資産業指導目録

注

- (1) 中国のWTO加盟問題もあり、2000年10月に全人代常務委員会で、合作企業及び独資企業に外国貿易権を認めた法律改正が行われた事例がある。
- (2) 各地方政府により取り扱いが多少異なるが、国务院からは内部文書により、三資企業が他の事業に投資することが出来るのは、その投資の原資が分配可能な利益による場合に限定するとなっている。
- (3) 原則として駐在員事務所（「常駐代表機構」）は原則として直接経営活動に従事しないが、中国政府と他の政府間で締結された条約に基づき中国政府が認めた場合には、直接、経営活動に従事する事が出来る。事例として、国際航空会社が中国内の駐在員事務所にて航空券の販売などを行う経営活動が挙げられる。  
林華偉『外商在華投資法律指南』中国経済出版社、2000年 38～39ページに詳しい。
- (4) 外資の持分が25%未満の場合、外資が投資できるか否かについて、法律で明確に規定したものは存在しないと思われる。外資が25%未満で投資を行うという事は、中国の企業に投資することであり、投資回収や経営への参加などで三資企業に関する法律による外資保護の適用を受けることができない。従って、在外華人等の外国人が個人で行う投資等を除き、通常は外資による25%未満での投資は行われない。
- (5) 公司法公布以降に設立された三資企業のなかの極く一部の企業では、公司の名称に「有限公司」という従来から使用されてきた名称に「責任」の語句を追加し、「有限责任公司」と表示する事例もある。法律的には名称の如何に関わらず、有限責任性が認められる。
- (6) 投資総額300万米ドル以下の最低資本金は投資総額の70%。  
同300万米ドルを超える1000万米ドル以下は同50%、但し、投資総額が420万米ドル以下の場合には資本金は210万米ドルを下回ることは出来ない。  
同1000万米ドルを超える3000万米ドル以下は同40%、但し、投資総額が1250万米ドル以下の場合には資本金は500万米ドルを下回ることは出来ない。  
同3000万米ドル超の場合は同3分の1、但し、投資総額が3600万米ドル以下の場合には資本金は1200万米ドルを下回ることは出来ない。  
(「国家工商行政管理局中外合弁経営企業の資本金と投資総額の比例に関する暫定規則」1987年3月国家工商行政管理局公布で規定されている。)

- (7) 国家工商行政管理局中外合弁経営企業の資本金と投資総額の比例に関する暫定規則第5条の解釈。林華偉

『外商在華投資法律指南』中国経済出版社、2000年 99～100ページに詳しい。

- (8) 中外合資經營企業法実施条例第33条、中外合作經營企業法実施細則第24条。
- (9) 法人格のない合作企業にあっては、聯合管理委員会主任が法定代表者とされる。
- (10) 企業法人法定代表者登記管理規定第4条で、民事行為能力のないか制限されている者、刑罰または刑事強制措置が執行されている者、公安機關または国家安全機關により身柄を拘束されている者等が欠格事項とされている。
- (11) 独資企業と言えども、外資導入の批准機関が審査する過程でチェックされるので、全く自由に会社の機関を決定できる訳でない。殆どの独資企業は合弁会社に準じた会社機関を設けている。
- (12) 林華偉『外商在華投資法律指南』中国経済出版社、2000年 187～188ページ。
- (13) 1995年6月に國務院が批准した「外国資本の投資対象を指導するための暫定規定」（「指導外商投資方向暫行規定」）と同時に「外国資本投資産業指導目録」（「外商投資産業指導目録」）が公表された。現行の指導目録は1997年12月に改定されたものである。
- (14) 外国資本の投資対象を指導するための暫定規定第5条、同6条、同7条。なお、同法では、おおまかな産業分野を示し、「外国資本投資産業指導目録」で具体的な業種を明示する。
- (15) 外国資本の投資対象を指導するための暫定規定第9条、同10条、同11条。
- (16) 外資による建設プロジェクト投資の環境保護管理に関する通知（1992年3月国家環境保護局、对外經濟貿易部）
- (17) 外資導入機関の批准証を添えて国家工商行政管理局に申請すると、原則として2週間後に営業許可書が発給される。
- (18) 税法で外資優遇措置が詳細に規定されている他、各地域による特別の措置もある。
- (19) 課税方法として損益計算を行なう場合の他、期間費用の一定割合を納税する方法も採用できる。
- (20) 外資系企業間での合併についての規定である。外資系企業と非外資系企業との合併についての規定は存在しない。

#### 参考文献：

林華偉『外商在華投資法律指南』中国経済出版社、2000年（中文）

焦志勇『外商投資企業法概論』首都經濟貿易大学出版社、2000年（中文）

劉心一『中国涉外稅務手冊』経済管理出版社、2000年（中文）

企業登記管理編委会『企業登記管理』中華工商聯合出版社、2000年（中文）

中華人民共和国國務院新聞弁公室編『外商在華投資法規和投資政策』五洲傳播出版社、

1999年（中文）